



の  
払  
込  
み

額に加え、次の算式により算出する期日には、次のように規定す  
る。第十八号に規定する期日には、次のように規定す

額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{21}{365}$

(二)

十一

初期利子

平成二十二年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同様）。  
規定する期日について同じ。）。

十  
八  
十  
七  
十  
六  
十  
五

払  
込  
期  
日  
払  
利  
所  
支  
元  
場  
金  
額  
償  
還  
金  
限  
償  
還  
期  
子  
後  
の  
利  
以

平  
成  
二  
十  
二  
年  
四  
月  
五  
日  
日  
額  
本  
銀  
行  
百  
四  
年  
に  
つ  
き  
百  
五  
円  
額  
面  
金  
成  
二  
行  
額  
支  
払  
日  
と  
年  
う  
三  
月  
年  
に  
月  
十  
年  
う  
三  
月  
各  
月  
支  
五  
間  
九  
月  
に  
十  
す  
お  
五  
日  
利  
子  
年  
三  
月  
期  
月  
利  
期  
子  
以

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.2}{2}$$